

中古車輸出に伴う再資源化預託金等の取戻し申請及び再資源化預託金等の返還に関する約款

公益財団法人自動車リサイクル促進センター(以下、「JARC」といいます)は、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(以下、「自動車リサイクル法」といいます)第78条第1項に基づき、再資源化預託金等が預託済みの自動車の所有者又は当該所有者の委任に基づく代行申請者(以下、所有者及び代行申請者を合わせて「中古車輸出返還申請業者」といいます)が、当該自動車を中古車として輸出した場合に、JARC に対して行う再資源化預託金等の取戻し申請手続及び当該申請に基づき JARC が行う再資源化預託金等の返還に関して、これまでの中古車輸出に伴う使用済自動車再資源化預託金等の取戻し申請及び返還手続に関する基本約款(以下「旧約款」といいます。)を改正し、新たに「中古車輸出に伴う再資源化預託金等の取戻し申請及び再資源化預託金等の返還に関する約款」(以下、「本約款」といいます)を定めます。

第1条(用語の定義)

1. 本約款において使用する用語の定義は、本約款で特に定める場合を除き自動車リサイクル法及び関連法令の定めるところによります。
2. 「再資源化等預託金」とは、自動車リサイクル法第34条第1項各号及び第108条第1項各号に定める料金をいいます。
3. 「再資源化預託金等」とは、再資源化等預託金及び自動車リサイクル法第73条第4項に定める情報管理料金を合わせた額をいいます。
4. 「ウェブサイト」とは、JARC、一般社団法人自動車再資源化協力機構、自動車破碎残さリサイクル促進チーム、豊通りサイクル株式会社 ASR再資源化事業部により運営される「自動車リサイクルシステム ホームページ(<https://www.jars.gr.jp/>)」を指します。

第2条(法令の遵守)

中古車輸出返還申請業者は、自動車リサイクル法及び関連法令を遵守するものとします。

第3条(取戻し申請)

1. 中古車輸出返還申請業者は、再資源化預託金等の取戻しをしようとするときは、自動車リサイクル法施行規則第76条第1項の規定に基づき、JARC がウェブサイト上に掲載する詳細マニュアルに定める方法により申請内容及び第2項の必要書類を添付又は電子データをアップロードして申請を行うものとします。
2. 自動車リサイクル法施行規則第76条第2項の規定に基づき、前項の輸出取戻し申請を行う際の必要書類を以下の各号のとおりと定めます。
 - (1) 当該自動車に係る保税地域の所在地を管轄する税関長から交付を受ける輸出の許可があったことを証する書類の写し(当該自動車の車台番号の記載のあるものに限る。)
 - (2) 当該自動車の船積があった旨が記載された船荷証券その他の船舶による当該自動車の運送の契約に関する書類又は航空機による当該自動車の運送の契約に関する書類の写し(当該自動車の車台番号の記載のあるものに限る。)
 - (3) 当該自動車道路運送車両法第2条第5項に規定する運行の用に供しないことその他の理由により自動車登録ファイルへの登録又は自動車検査証の交付を受けることを要しない自動車でない場合においては、次に掲げるいずれかの書類
 - ・当該自動車の道路運送車両法第15条の2第2項に規定する輸出抹消仮登録証明書の

写し

- ・当該自動車の道路運送車両法第 16 条第 5 項又は同法第 69 条の 2 第 4 項に規定する輸出予定届出証明書の写し
 - ・当該自動車の輸出が予定されている旨又は当該自動車が出輸出された旨が記載された道路運送車両法第 22 条第 1 項に規定する登録事項等証明書の写し
 - ・当該自動車の輸出が予定されている旨又は当該自動車が出輸出された旨が記載された道路運送車両法施行規則第 45 条の 2 に規定する検査記録事項等証明書の写し
3. 中古車輸出返還申請業者は、第 1 項の申請後に、当該自動車が中古車として輸出されなかった等、申請事実と異なる状況が判明した場合、速やかに JARC へ申請の取下げを申し出るものとします。

第4条(申請内容の確認)

1. JARC は、再資源化預託金等の取戻し申請の内容及び必要書類を確認し、不備・不足がなければ申請を受理し、必要書類に不備・不足等があった場合は、申請を受理せず申請書及び必要書類の全部又は一部を返却するものとします。
2. JARC は、前条第 2 項の規定に基づき中古車輸出返還申請業者から提出された必要書類について不明な点がある場合は、その書類について調査を行うことができるものとします。
3. JARC は、第 1 項で受理した輸出取戻し申請の内容と国土交通省等から提供を受けた輸出抹消登録情報又は輸出の記録情報とを照合した上で、再資源化預託金等を返還します。(中古車として輸出した自動車が、道路運送車両法第 2 条第 5 項に規定する運行の用に供しないことその他の理由により自動車登録ファイルへの登録又は自動車検査証の交付を受けることを要しない場合を除く)
4. JARC は、第 1 項で受理した輸出取戻し申請について、以下の各号のいずれかに該当する場合には、返還不可の決定を行うことができるものとします。
 - (1) 第 1 項で輸出取戻し申請を受理した日から起算して 12 か月を経過しても国土交通省等から輸出抹消登録情報又は輸出の記録情報の提供が受けられない場合
 - (2) 当該自動車の所有者の委任に基づく輸出取戻し申請において、委任の事実疑義が生じた場合
 - (3) その他、輸出取戻し申請の内容と事実が異なることが判明した場合

第5条(再資源化預託金等の返還)

1. JARC は、前条第 1 項の規定に基づき申請を受理し、さらに前条第 3 項の規定に基づく照合を行った自動車の再資源化預託金等について、本約款第 6 条に定める手数料(以下、「輸出取戻し手数料」といいます)を差し引いた上で、前条第 3 項の規定に基づく照合を行った月の末日までに取り纏め、翌月末日までに中古車輸出返還申請業者が指定した国内にある金融機関の口座に振込送金します。ただし、中古車輸出返還申請業者が指定した金融機関の口座情報等に不備があった場合は、JARC が、当該口座情報等の不備の是正が完了したことを確認した月の翌月末日までに送金するものとします。
2. JARC は、前項の規定に基づいて振込送金する金額及び前条第 3 項の規定に基づく照合を行った自動車の再資源化預託金等の金額から差し引く輸出取戻し手数料の金額を、JARC がウェブサイト上に掲載する詳細マニュアルに定める方法により申請者に対して通知するものとします。

第6条(輸出取戻し手数料)

1. JARC は、自動車リサイクル法第 78 条第 3 項の規定に基づき、以下の各号のとおり中古車輸出返還申請業者が JARC に納付する輸出取戻し手数料を主務大臣の認可を受けて定めるものとします。
2. 前条第 2 項の輸出取戻し手数料の金額は、次の各号の手数料単価に第 5 条の規定に基づく対象台数を乗じた金額に、対象台数が確定した月の末日に適用されている税率で計算した消費税相当額を加えたものとします。
 - (1) 「中古車輸出返還申請業者向け 電子計算機を用いた資金管理システムの使用に関する規約」に基づき資金管理システムへの事業者情報・事業所情報の登録を行った上で、パソコン画面上で必要事項を入力する方法による申請 210円/台
 - (2) 前号以外の方法による申請 464円/台

第7条(反社会的勢力の排除)

1. JARC は、中古車輸出返還申請業者が以下の各号のいずれかに該当する者(以下、「反社会的勢力」といいます。)であることが判明した場合には、何らの催告を要せず、JARC 及び当該中古車輸出返還申請業者間の本約款を解除することができます。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者
 - (4) 暴力団準構成員
 - (5) 暴力団関係企業
 - (6) 総会屋等
 - (7) 社会運動等標ぼうゴロ
 - (8) 政治活動等標ぼうゴロ
 - (9) 特殊知能暴力集団
 - (10) その他前各号に準ずる者
2. JARC は、中古車輸出返還申請業者が反社会的勢力と以下の各号のいずれかに該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、JARC 及び当該中古車輸出返還申請業者間の本約款を解除することができます。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える等、反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき
 - (5) その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
3. JARC は、中古車輸出返還申請業者が自ら又は第三者を利用して以下の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、JARC 及び当該中古車輸出返還申請業者間の本約款を解除することができます。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて JARC の信用を棄損し、又は JARC の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
4. JARC が本条各項の規定により JARC 及び当該中古車輸出返還申請業者間の本約款を解除した場合には、当該中古車輸出返還申請業者に損害が生じても JARC は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、係る解除により JARC に損害が生じたときは、当該中古車輸出返還申請業者はその損害を賠償するものとします。

第8条(費用)

中古車輸出返還申請業者が本約款を履行する際に要する費用(書類送付費用を含む。)が発生した場合、当該費用(公租公課を含む。)については、中古車輸出返還申請業者の負担とします。

第9条(準拠法)

本約款は日本法を準拠法とします。

第10条(合意管轄裁判所)

本約款に関して JARC と中古車輸出返還申請業者との間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第11条(約款の改定)

中古車輸出返還申請業者は、本約款が JARC により必要に応じ改定されうることをここに了解するものとします。JARC は、改定した本約款をウェブサイト上に表示することにより、その内容を中古車輸出返還申請業者に通知するものとします。

第12条(効力発生日)

本約款の効力発生日は令和 8 年 1 月 1 日とし、旧約款は同日をもって失効するものとします。

なお、本約款は令和 7 年 11 月 5 日に作成されたものです

以上